

# 5月は消費者月間です

消費者を取り巻く生活環境は、高齢世帯の増加や、インターネット、SNSの利用拡大などの進展により目まぐるしく変化しており、さまざまな商品やサービスが提供され利便性が向上する一方で、消費者と事業者とのトラブルも複雑化・高度化しています。

市では、市民の安全・安心な消費生活を確保するため、市民生活センターを開設しており、平成26年4月1日からは3市3町2村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）連携による広域的な消費生活相談を実施し、広域的な情報の収集と共有により消費者被害の未然防止や早期解決を図っています。

また、平成30年4月1日からは「相談窓口紹介ネットワーク」を構築し、地域と連携しながら高齢者などの見守り体制を強化しています。これからも、相談体制の充実を図るとともに、地域住民や関係機関との連携を深めながら、消費者被害の防止や自立した消費者の育成に向けて、消費者行政の充実に継続的に取り組みます。

## 消費者ホットライン188のご利用を～一人で悩まず、まずは相談～

消費者ホットライン188（局番なし）は、消費生活センターなどの消費生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

「悪質商法による被害にあった」、「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」などの新型コロナウイルスの感染症拡大に関連したトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや！）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

**■問い合わせ先** 市民生活センター（☎33-5830、☎34-3179）



▲消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

豊かな未来へ～「もったいない」から始めよう！～

案内図



## 消費者月間パネル展示

- ▼とき 5月22日（金）～29日（金）の午前8時30分～午後9時（29日は午後4時まで）
- ▼ところ ヒロロスクエア（駅前町、案内図参照）
- ▼内容 消費生活に関するパネル展やリーフレットの提供・各種相談の紹介など
- 問い合わせ先 市民生活センター（ヒロロ3階、☎33-5830、☎34-3179）

## くらしの消費者講座中止のお知らせ

例年5月に開催しているくらしの消費者講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応などのため、開催しないこととしました。あらかじめご了承ください。

## 市民生活センターの相談窓口

市民生活センターでは、暮らしの中で起こる困り事、悩み事、契約トラブル、多重債務問題などに関する相談に応じています。相談は無料です。気軽にご利用ください。

- ▼とき 午前8時30分～午後5時（毎週月曜日と12月29日～1月3日は休み）
- ▼相談内容 消費生活、市民生活に関する相談
- ▼相談員 市職員
- 問い合わせ先 市民生活センター（☎33-5830、☎34-3179）

## 弘前市相談窓口紹介ネットワーク

見守りが必要な高齢者などが、地域で安心して

暮らすことができるよう、生活における悩みごとの解消やさまざまなトラブルの未然防止に向けて、消費生活センターをはじめとする各種相談窓口を紹介する仕組みです。

詳しくは、市民生活センター（☎33-5830、☎34-3179）までお問い合わせください。

## くらしとお金の安心相談会に関するお知らせ

消費者信用生活協同組合では、毎月第1水曜日に市民生活センターでくらしとお金の安心相談会を実施していましたが、令和2年度からは弘前事務所で相談に応じています。

相談の際は、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

- 問い合わせ先 消費者信用生活協同組合弘前事務所（城東4丁目5の1、ナラオカビル2階、☎55-7795、平日の午前9時～午後5時）

## 無料電話法律相談会

長時間労働、パワーハラスメント（上司が部下に精神的・身体的苦痛を与える行為等）などの労働問題に詳しい弁護士が、対処方法や法律知識を提供し適切にアドバイスします。

相談料は無料です。

### 【労働問題相談（雇用問題・パワハラなど）】

- ▼とき 6月10日（水）、午後3時～6時
- ▼電話番号 ☎017-763-4670
- 問い合わせ先 青森県弁護士会事務局（☎017-777-7285）

## 人権・行政問題は相談を

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考え方から設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。人権擁護委員は、現在、約1万4,000人が法務大臣から委嘱され、積極的な人権擁護活動を行っています。

- 人権擁護委員**…人権問題で困っている人からの相談に応じています（本人の同意がある場合のみ住所を掲載しています）。

■ 浅利 いつ子さん	■ 外崎 祐一さん
相馬	取上2丁目
■ 齊藤 幸子さん	ふくし しげる
一町田	和田町
■ 齊藤 晶子さん	山内 賢二さん
田町1丁目	駅前町
■ 笹森 智彦さん	相馬 隆子さん
大久保	青山2丁目
■ 佐藤 美津子さん	おおたき つざお
桜ヶ丘2丁目	大滝 次雄さん
■ 田中 慶一さん	栄町4丁目
清原2丁目	おおたか よしあき
■ 田中 均さん	大高 義昭さん
浜の町東5丁目	西茂森1丁目
■ 玉川 光幸さん	黒石 勝治さん
青山2丁目	

## 人権擁護委員が表彰されました

人権擁護委員の笹森智彦さんが仙台法務局長から、浅利いつ子さんが青森地方法務局長から、多年にわたり貢献された功績により、表彰されました。

- 行政相談委員**…国の行政全般に対する苦情・要望を聞き、解決の手助けをしています。

■ 飛鳥 節子さん	■ 野呂 真正さん
大原2丁目	三岳町
■ 須藤 タキさん	はなだ かおる
百沢	花田 眞さん
■ 中澤 省一さん	南城西1丁目
相馬	みかみ トキさん
	兼平

○青森地方法務局弘前支局（早稲田3丁目）では、毎週月～金曜日の午前9時～正午および午後1時～4時に、常設人権相談所を開設しています。

○人権擁護委員は毎週金曜日、行政相談委員は毎週水曜日に、市民生活センターでも相談に応じています。まずは電話で問い合わせを。

- 問い合わせ先 市民生活センター（☎33-5830、☎34-3179）